

## 感染症発生による欠席等の届けについて

生徒が感染症にかかった場合、学校保健安全法により出席停止措置をとります。下記の感染症にかかり、そのために学校を欠席（遅刻・早退を含む）されましたときは、所定の用紙（次頁）にて届け出てください。通常の欠席とは異なる扱いとなります。用紙は本校のホームページからダウンロードすることもできます。なお、診断書を提出して頂いてもかまいません。

感染症の種類	学校保健安全法 施行規則 第18条
<b>第1種</b>	エボラ出血熱    クリミア・コンゴ出血熱    痘そう    南米出血熱    ペスト マールブルグ病    ラッサ熱    急性灰白髄炎    ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属 病原体がA属であってその血清亜型H5N1であるものに限る） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
<b>第2種</b>	インフルエンザ    百日咳    麻しん（はしか）    流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん    水痘（みずぼうそう）    咽頭結膜熱    結核    髄膜炎菌性髄膜炎
<b>第3種</b>	コレラ    細菌性赤痢    腸管出血性大腸菌感染症    腸チフス    パラチフス 流行性角結膜炎    急性出血性結膜炎その他の感染症

出席停止期間の基準	学校保健安全法 施行規則 第19条
<b>第1種</b>	治癒するまで
<b>第2種</b>	インフルエンザ……発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 百日咳………特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 麻しん ……発しんにともなう発熱が解熱した後3日を経過するまで 流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 風しん ……発しんが消失するまで 水痘 ……すべての発しんがかさぶた状になるまで 咽頭結膜熱………主要症状が消退した後2日を経過するまで ※但し、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません 結核 ……医師において感染のおそれがないと認めるまで 髄膜炎菌性髄膜炎…医師において感染のおそれがないと認めるまで
<b>第3種</b>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで ※「その他の感染症」については、医師の意見により出席停止の措置を取る必要があるかどうかを個別に判断していきます。

堺市立堺高等学校長様

年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 印

### 感染症による欠席の届

学校保健安全法による出席停止に該当する感染症にかかりましたのでお届けいたします。

記

欠 席 期 間					
年	月	日	～	年	月 日

※保護者の皆様へ

あらかじめ、学年・組・氏名・欠席期間を記入してください。

医療機関で受診証明の後に、担任に提出してください。

### 受診証明依頼

医療機関 様

堺市立堺高等学校長

お手数をおかけしますが、上記生徒について、受診の日時、診断名をご記入のうえ  
押印のほど、よろしくお願いいたします。

### 医療機関証明欄

上記生徒について以下の通り証明いたします

受診日 年 月 日

診断名

医療機関名・医師名

所在地

印

担任 ⇒ 保健室保管